## アジア知的財産裁判所、 その可能性と必要性について<sup>1</sup>





韓 相郁2

## 抄 録

情報と技術の目覚しい発展により、世界は歴史上類例を見ないほど緊密につながり、人類は第4次産業革命と命名される情報及び技術集約的な世界において、どのような方式で生存すべきか考えるようになった。このような環境の中、知的財産はかつてないほど重要な価値と地位を持つようになり、世界各国は知的財産制度の発展方向の正解を見つけるべく努力しているところである。

技術の発展により、情報交流の速度と量が過去とは比較できないほどに増すにつれ、知的 財産についての議論は、一国だけの問題を超えて超国家的な様相を帯びざるを得なくなっ た。世界知的所有権機関やIP5を通じてすでに進行中であった知的財産に対する国際的な調 和と協力に向けた取組が改めて注目されるようになり、さらに欧州における統合特許裁判所 の設置と欧州単一特許制度の施行などが第4次産業革命と相まって関心の対象となってい る。緊迫した知的財産分野の主導権争いにより、韓国と日本、中国などアジアの知的財産強 国においても改善に向けた激しい議論があり、各国で議論されている問題点及び改善方向は 事実上同じ方向を向いているとみられる。それならば、各国の議論の範囲を拡大し、韓国、 日本、中国が共同で発展を模索する場を設けることがより一層効率的であるかもしれない。

本稿は、終局的に日中韓三国によるアジア統合特許制度の実施を提案するとともに、そのスタート地点としてアジア知的財産裁判所の設置に向けた方法論を提示し、さらにはアジア知的財産裁判所の設立において参考になるような議論を紹介したい。

<sup>1</sup> 本稿は、特許法院開院20周年記念論文集(2018年4月23日, 特許法院発刊)に寄稿した論文の日本語翻訳文である。また上記論文は、2017年9月6日に特許法院で開かれた「2017国際特許法院カンファレンス – Court, IP and Business」で発表した「Is Asian IP Court Feasible and Necessary?」の内容を文書化し、作成したものである。

<sup>2</sup> 現·韓国知的財産権弁護士協会長、金·張法律事務所弁護士

## 目 次

- I. はじめに
- Ⅱ. 特許制度の統合に関する世界的傾向
- Ⅲ. アジア統合特許制度のスタートとしてのアジア知的財産裁判所の設置
- Ⅳ. 最後に

## I はじめに

米サンフランシスコに本社を置くグーグル(Google)社のプレイストア<sup>3</sup>に、韓国のサムスン電子が製造したGalaxyスマートフォンを利用して接続し、中国で開発されたゲームアプリケーションを楽しむことはいまやありふれた日常となった。また、ベトナムの工場で生産された部品を使用したベンツの完成車が中国で生産され、米国、欧州などで販売される現象は新しいことでない。

国境を越えた取引と知的財産問題の浮上と並行して進行している様々な分野における技術標準化は、その標準技術に対する特許である標準必須特許(Standard Essential Patent: SEP)の拡大をもたらし、このような標準必須特許をいかに保護するべきかについての議論を触発してきた。情報と知的財産の流れは、もはや国境に縛られないものとなり、このような超国家的な市場拡大の裏では、知的財産の侵害により各国の企業が同時に苦境に陥るという問題をもたらしており、これへの合理的な防御手段に対する必要性が強く求められている。

いわゆる第4次産業革命と呼ばれる時代の到来とブロックチェーンを活用した暗号通貨の登場のように既存の制度の限界が露呈している状況において、知的財産が自らの役割を果たすためには司法府の役割が重要である。社会の変化のスピードに立法で追いついていくのは難しい点を勘案するとき、現場で広がる問題に対し、裁判所の弾力的な法解釈に相対的に依存せざるを得なくなったためである。これに伴い、知的財産専門裁判所の役割がかつてなく重要となっており、知的財産専門裁判所は第4次産業革命が要求する「強くて柔軟な(Robust and Flexible)」知的財産システムの中核となることが求められている。

それでは、第4次産業革命を迎えて知的財産分野の司法制度の変化はどのような方向に向かって行くべきなのか、現在我々が議論している改善案の持つ限界点を超えるための方法にはどのようなものがあるかを考えてみる必要がある。以下では、これまでに行われた知的財産分野における協力と調和に関する議論を簡単に概観し、さらにこれまでの議論の水準を超え、アジア統合特許制度が果たして可能であり必要であるのか、また、その具体的なスタート地点であるアジア知的財産裁判所の設置と内容、並びにその過程に対する韓国での議論が与える示唆を紹介したい。

我々よりも一足早く地域的統合特許制度を準備中の欧州は、経済的な統合の歴史が短くない。 一方、そのような取組が十分でないアジア地域において、アジア統合特許制度やアジア知的財産 裁判所の設置に対する通常の見方は、それが果たして可能なものであるのかという疑問から始ま る。第4次産業革命を経ながら知的財産制度は大きな変化と挑戦に直面するはずであり、このよ

<sup>3</sup> Play Store。グーグルが作ったOperation System (OS) であるAndroidを基盤に駆動するアプリケーションを販売するプラットフォーム。